

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ ゴルフクラブ会員権に対する貸倒引当金の設定

Q : ゴルフクラブの不振に伴い、当社では、ゴルフクラブの法人会員権1口(300万円)を返却し、代わりに個人会員権3口(1口100万円)と交換することになりました。このゴルフクラブ会員権を貸倒引当金の対象にすることはできませんか？

A : ゴルフクラブが破綻していない限り、貸倒引当金の対象にすることはできません。

【解説】

預託金制ゴルフクラブの会員権は、会員としての地位が継続している間は、貸倒引当金の対象とすることはできませんが、次の場合には貸倒引当金の対象とすることができます。

- ① ゴルフクラブの脱会の届出をした場合
- ② ゴルフクラブについて、破産の申立て等の一定の事由が生じた場合

つまり①の場合であれば一括貸倒引当金の対象とすることができますし、②の場合であれば、ケースにより個別貸倒引当金の対象とするもしくは貸倒損失の対象とすることができます。

しかし今回のケースでは、預託金の額に変更がなく、また会員の地位も継続していますのでそのゴルフクラブ会員権は貸倒引当金又は貸倒損失の対象とすることはできません。

したがって、決算においても、何ら処理をすることはできません。

